

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県税条例等の一部を改正する条例 一
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 三
- 職員の配偶者同行休業に関する条例 三
- 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例 五
- 福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計条例等の一部を改正する条例 五
- 福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例 五
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 五
- 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例 六
- 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例 六
- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例 六
- 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例 七
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例 七

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の配偶者同行休業に関する条例、福島県職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計条例等の一部を改正する条例、福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例、福島県商業まちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事

する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例及び福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第六十号

福島県税条例等の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第二項第一号の表千八百万円を超える金額の項中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額	百分の四十五
------------	--------

第三十七条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

附則第三条の四中「第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで）」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「適用を受けた同法第四十条第三項」を「適用を受けた同条第三項」に、「公益法人等（同条第六項から第十項まで）」を「公益法人等（同条第六項から第十一項まで）」に、「含む。」を同法第四十条第三項を「含む。」を同条第三項に、「財産（同条第六項から第十項まで）」を「財産（同条第六項から第十一項まで）」に改める。

附則第四条の四第二項の次に次の一項を加える。

3 所得割の納税義務者又は法第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する施行令第七條の十三の三第一項に規定するやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、

同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として施行令附則第二十四条第六項に規定するところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出
附則第五条の四第一項第二号ウ中「第十条の五の四」を「第十条の五の五」に改める。

附則第五条の六を次のように改める。

第五条の六 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての第二十六条の三第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十六条の三第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」とする。

附則第七条の三中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第七条の四第一項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第八条の二中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・二」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所」を「恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第二十七条中「相当する税（」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」を加える。

第三十八条第四項中「除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第三十八条の六第一項中「第三百三十九条」を「第三百三十九條第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「以下この項において同じ」を削り、「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に改め、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六條の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六條の四の三第十一項又は第六十七條の第十八項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第三十八条の七第一項中「第六十八條の八十八第一項」の下に「又は第六十八條の百七の二第一項」を、「第六十八條の八十八第一項」の下に「（同法第六十八條の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条第五項中「その事業が行われる場所」を「施行令第十条の二で定めるもの」を「恒久的施設（法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第三十九条の十二の三第一項中「第六十六條の四第一項」の下に「又は第六十七條の十八第一項」を加え、「以下この項において同じ」を削り、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六條の四第一項又は第六十六條の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六條の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六條の四の三第十一項又は第六十七條の第十八項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条の十二の四第一項中「第六十八條の八十八第一項」の下に「又は第六十八條の百七の二第一項」を、「同条第十八項第一号」の下に「（同法第六十八條の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第五条の四の二第一項第二号中「第九十五條」の下に「若しくは第六十五條の六」を加える。

第三条 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二の改正規定中「取得をしたものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等取得した市町村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取付したもの」とを加える。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中福島県条例第二十三条第三項の改正規定（「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」に改める部分に限る。）及び同条例第三十八条の六の改正規定（「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に改める部分に限る。）並びに第三条 公布の日

二 第一条中福島県条例附則第三条の四、第四条の四及び第五条の四の改正規定並びに附則第二条第二項及び第三項の規定 平成二十七年一月一日

三 第一条中福島県条例第二十六条の三第二項第一号の表の改正規定及び同条例附則第五条の六の改正規定並びに附則第二条第一項の規定 平成二十八年一月一日

四 第二条（第一号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第四条の規定 平成二十八年四月一日

五 第二条中福島県条例第二十七条の改正規定及び同条例附則第五条の四の二の改正規定 平成三十年一月一日

（県民税に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）第二十六条の三第二項第一号及び附則第五条の六の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第三条の四及び第五条の四第一項第二号ウの規定は、平成二十七年度の個人の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第四条の四第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

4 新条例第三十七条の規定は、附則第一条本文に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 二十八年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第六十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

（福島県税特別措置条例の一部改正）

第一条 福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第九条の五を次のように改める。

第九条の五 削除
第十條中「第九条の六まで」を「第九条の四まで及び第九条の六」に改める。
第十條本文中「第九条の六まで」を「第九条の四まで及び第九条の六」に改め、同條の表中「第百十一條」を「第四十九條」に改める。

第十二條中「、第九条の五」を削る。

第二条 福島県税特別措置条例の一部を次のように改正する。
第二条第十号を次のように改める。

十 削除
第九条の四を次のように改める。

第九條の四 削除
第十條及び第十條本文中「第九條の四」を「第九條の三」に改める。

第十二條中「、第九條の四第一項」を削る。

附 則
1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条は中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 改正後の福島県税特別措置条例第六条の二の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（税 務 課）

福島県条例第六十二号

職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項、第三項、第六項、第七項、第八項及び第十項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第九条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第十四条に規定する特別休暇のうち、出産により職員が勤

務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める特別休暇を取得することとなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について

職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業職員の職務復帰時における処遇)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における職務の級及び号給の調整については、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の職務の級及び号給を調整することができる。

(職務に復帰した配偶者同行休業職員に関する福島県職員の退職手当に関する条例の特例)

第十一条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)

第六条の四第一項及び第九条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての福島県職員の退職手当に関する条例第九条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（法第十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間であつて、現実に職務をとることを要した期間のあつた日を除いた月に限る。）についてはその月数の三分の一に相当する月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（人事委員会規則への委任）

第十二条 この条例（前条を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第六十三号

福島県職員定数条例の一部を改正する条例

（福島県職員定数条例の一部改正）

第一条 福島県職員定数条例（昭和三十六年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福島県条例第六十二号）第

二条の規定により配偶者同行休業をすることを承認された職員

第二条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

（福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第三条 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第四条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成十九年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福島県条例第六十二号）第二条の規定による配偶者同行休業をした期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第六十四号

福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計条例の一部を改正する条例

（福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計条例の一部改正）

第一条 福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計条例（平成六年福島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計条例

本則中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第十四条」の下に、「第三十一条の六」を加え、「福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計」を「福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」に改める。

（福島県母子及び寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第二条 福島県母子及び寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十一年福島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例

本則中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第六十五号

福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例

（福島県薬事法施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正

する。

第一条第一項の表第二号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表第十三号中「第三十六条の四第二項」を「第二十六条の八第二項」に改め、同表第六十号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第三条第一項第四号中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に、「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第七号及び第八号中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(業 務 課)

福島県条例第六十六号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項第四号中「第九条第十一項」を「第九条第十四項」に改める。

附 則

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(商業まちづくり課)

福島県条例第六十七号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例(昭和四十年福島県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表湖岸堤防施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

(農地管理課)

福島県条例第六十八号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第二十二條 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県条例第六十九号

福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

福島県企業局職員定数条例(昭和四十四年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条の規定により配偶者同行休業をすることを承認された職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県条例第七十号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を第三十四条とし、第二十九条から第三十二条までを一条ずつ繰り下げ、第二十八条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第二十九條 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第七十一号

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業職員定数条例(平成十六年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条の規定により配偶者同行休業をすることを承認された職員

第二条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第七十二号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条の規定により配偶者同行休業をすることを承認された職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第七十三号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条の規定により配偶者同行休業をすることを承認された職員

第三条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警 務 課)